

事業主のみなさまへ

労働保険の加入手続きはお済みですか

◇ 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です◇

○ 労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。

労働者（パート・アルバイトを含む）を一人でも雇用していれば、加入手続きを行わなければなりません。（農林水産の一部の事業は除きます。）

○ 労災保険とは

労働者が業務上や通勤途上で事故にあった場合に必要な保険給付を行い、被災された労働者や遺族の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

なお、加入手続きは事業所の所在地を管轄する労働基準監督署になります。

○ 雇用保険とは

労働者の失業、再就職支援、雇用の継続、雇用の安定等のために、必要な保険給付を行う保険制度です。

雇用保険の対象となる労働者を初めて雇用する場合は、労働基準監督署の加入手続きとは別に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に届出が必要です。

労働保険に加入しないと

- ・再三の加入勧奨・手続指導きをされたにもかかわらず、自主的に加入手続きを行わない場合は、政府の職権による成立（加入）手続及び労働保険料の認定決定が行われます。
- ・また、加入手続きを行わない期間中に労働災害が発生した場合、遡って労働保険料を徴収されるほか、労災保険給付に要した費用の全部または一部が徴収されます。

労働保険事務組合とは

- ・事業主の委託を受け、事業主が行うべき労働保険事務を処理することを、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。（貴加入団体です。）

事務処理委託のメリット

- ・労働保険料の申告・納付等を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- ・労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます。
- ・労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、特別加入することができます。

お問い合わせ 京都労働局 総務部 労働保険徴収課 電話 075-279-3220

または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所まで

京都労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/home.html>